

25 子ども・子育て支援施策

子育て世代包括支援センター

■事業内容

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のないきめ細やかな支援を行う拠点として、香美市子育て世代包括支援センターを置き、母子保健コーディネーターを配置し、地区担当保健師等と連携して、継続的な相談支援を行います。

- 対象者：妊産婦から子育て期のご家庭
- 支援内容：相談支援・サービスの情報提供・関係機関との協議及び関係機関等とのネットワークづくり
- 利用料：自己負担なし

■令和5年度事業費 2,293千円

赤ちゃんすこやか支援事業

■事業内容

赤ちゃんすこやか訪問員を養成し、訪問活動を中心とした子育て支援活動により、乳児がいる家庭と地域社会をつなぐ機会を提供することを通して、子育て家庭の孤立を防ぎ、育児等に関する不安や悩みの解消を図ります。

- 対象者：香美市に住所を有する、おおむね生後4か月までの乳児のいる家庭
- 支援内容：相談支援・子育てに関する情報提供

■令和5年度事業費 183千円



産後ケア事業

■事業内容

出産後の産婦と乳児に対し、助産師等の専門職が、心身のケアや育児サポート等を行い、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成や健やかな育児を支援します。

- 対象者：産後1年未満の産婦及び乳児
- 支援内容：保健指導、授乳指導(乳房ケア含む)、心理的ケア、育児指導、休養機会の提供(レスパイト)等
- 利用回数：(訪問型)原則2回
(宿泊型)7日以内

■令和5年度事業費 2,650千円



妊婦歯科健康診査事業

- 対象者：香美市に住所を有する妊婦
- 支援内容：委託契約を結んだ歯科において、問診・口腔内診査・妊婦歯科健診の結果に基づく指導
- 利用回数：妊娠中に1回
- 利用料：自己負担なし(治療は実費負担)

■令和5年度事業費 225千円

25 子ども・子育て支援施策

出産・子育て応援事業

■ 令和5年度事業費 14,251千円

■ 事業内容

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出産の届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施します。

伴走型相談支援

- 対象者：すべての妊婦及び主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯
- 支援内容：出産・育児等の見通しを立てるための面談やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を実施し、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぎます。
- 利用料：自己負担なし



出産子育て応援給付金

① 出産応援ギフト

- 対象者：申請時点で香美市に住所を有し、妊娠の届出をした際に保健師等の面談を受けた妊婦
- 支援内容：支給対象者の妊娠1回につき5万円の現金給付

② 子育て応援ギフト

- 対象者：申請時点で香美市に住所を有し、出生した児童を養育する、出生届け出時や新生児訪問等で保健師等の面談を受けた養育者
- 支援内容：対象児童1人につき5万円の現金給付



25 子ども・子育て支援施策

第2期香美市子ども・子育て支援事業計画

■本市の子ども・子育てを取り巻く環境は、少子化による人口減少問題、延長保育・病児保育・預かり保育等のニーズの多様化、子育て支援ニーズの増加などの課題があり、平成27年度からは、子ども・子育て支援法に基づく「第1期香美市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援を計画的に推進してきました。

■令和2年に策定した「第2期香美市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」では、前回計画の進捗状況等を踏まえ基本理念や基本方針を引き継ぎながら、社会情勢の変化や新たな課題に対応し、引き続き子ども・子育て支援に取り組むこととしています。計画では数値目標等に基づき、個別施策を計画的に推進し、PDCAサイクルによる進捗管理を実施していきます。

子どもと子育てを取り巻く現状

※数値は香美市の状況

- 急速な少子化の進行
 - ※ H28～R2の5年間の平均 1.37
 - 高知県 平均1.47より低い水準
 - 就学前児童数 H28：962人 R4：911人（▲51人）
- 延長保育等のニーズの増加・多様化
 - ※ 延長保育（実利用人数） H27:75人 R2:111人
 - 児童数は減少しているが、延長保育利用児童数は増加
 - ※ 病児保育（体調不良型のみ 2園で実施）
- 支援の必要な家庭や児童の増加
 - ※ 加配職員や特別支援保育コーディネーターの確保
- 新型コロナウイルス対応
 - ※ 感染対策や行事の縮小等による児童への影響

〈基本理念〉

ともに支え合い

子どもの笑顔あふれる香美市

基本目標

基本方針

1. 子どもの健やかな育ちを支えるまちづくり

- (1) 質の高い教育・保育の促進
- (2) 多様なニーズに合わせた環境の整備
- (3) 子どもの健やかな心身の育成
- (4) 子どもの安全確保と安心できる環境づくり

2. すべての子育て家庭を支えるまちづくり

- (1) 妊娠・出産における安心の確保と支援
- (2) 子育て家庭への経済的支援
- (3) 特別な配慮を必要とする家庭への支援の充実
- (4) 男女共同参画プランの推進

3. 地域みんなで支え合い子育てしたくなるまちづくり

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 地域における子育て支援ネットワークの充実
- (3) 地域再生と地域力の強化
- (4) 学校・家庭・地域での連携教育の推進

25 子ども・子育て支援施策

美良布保育園建設事業

■事業内容

老朽化が進行している美良布保育園（昭和52年建設）の新園舎を建設するもの。

香美市立美良布保育園建設検討委員会により検討を重ねて策定された建設基本計画により、令和8年の開園を目標とし、地域から愛され、安心して子供を預けることのできる施設の整備を目指す。

令和5年度当初予算には、設計業者選定のためのプロポーザル実施、建設の本体工事までに必要な基本設計、用地造成測量設計に必要な経費を予算計上。

■令和5年度事業費 22,494千円

■スケジュール

- 令和5年度 設計業者選定（プロポーザル方式）、基本設計、用地造成測量設計
- 令和6年度 基本設計、実施設計、地質調査、工損調査、既存プール解体及び造成工事、市道及び水路切替工事、（仮園舎を必要とした場合の）仮園舎建設工事
- 令和7年度 市道及び水路切替工事、（仮園舎を必要とした場合の）仮園舎建設工事、現園舎解体工事、新園舎建設工事
- 令和8年度 新園舎建設工事、新園舎開園、職員駐車場整備工事、防火水槽整備工事、（仮園舎を必要とした場合の）仮園舎解体工事



老朽化が進む美良布保育園現園舎

25 子ども・子育て支援施策

多子世帯保育料軽減事業費補助金

(保育所等、届出認可外保育施設)

■事業内容

多子世帯の子育ての経済的負担を軽減することを目的に、保育園や認定こども園等の特定教育・保育施設及び届出認可外保育施設へ通園する児童の保護者に対し、保育料の軽減を図る。

■対象となる児童

申請年度4月1日時点で18歳に満たない児童が3人以上いる世帯で、第3子以降の3歳未満の児童が対象です。



【例1】
8歳小学生
3歳幼稚園児
2歳保育園児
⇒第3子の2歳保育園児が対象となります。



【例2】
14歳中学生
A 1歳保育園児
B 1歳保育園児 双子
⇒第3子となるBの1歳保育園児が対象となります。



【例3】
19歳大学生
14歳中学生
2歳保育園児
⇒第1子が18歳を超えているため、対象となりません。

■軽減額について

特定教育、保育施設や地域型保育事業所に通園している場合は保育料の全額、届出認可外保育施設（託児所など）に入所している場合は、月額50,000円が限度となります。施設等利用給付を受けている場合はその額を控除した金額となります。

■令和5年度事業費

多子世帯保育料軽減事業費補助金 7,550千円

地域子育て支援センター事業

■事業内容

地域の子育て支援機能の充実を図るとともに子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。また、保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、子育てセンターで児童を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備することで児童の福祉向上を図る。

■令和5年度事業費

47,343千円

ファミリー・サポート・センター事業

■事業内容

乳幼児や小学生の保護者で児童の預かりの援助を受けたい方（依頼会員）と、その援助を行いたい方（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進し、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図る。

■令和5年度事業費

4,300千円

26 子ども・子育て支援施策

児童福祉総務事業

- 子ども家庭総合支援拠点・要保護児童対策協議会調整機関
子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、必要な福祉支援を行います。
また、要保護児童、要支援児童、特定妊婦について、児童相談所等の関係機関と連携、協働して支援を行います。
- 子育て支援短期利用事業（ショートステイ）
保護者が疾病等の社会的な事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、お子さんを養護施設等において一定期間お預かりします。

児童手当給付事業

- 児童手当
0歳から15歳（15歳になった後の最初の3月31日まで）までの児童を養育している保護者に手当を支給します。

児童扶養手当給付事業

- 児童扶養手当
0歳から18歳（18歳になった後の最初の3月31日まで）までの児童（一定の障害の状態にある方は20歳未満）を看護している母、又は看護しかつ生計を同じくしている父等に手当を支給します。

母子父子福祉事業

- 助産制度
経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊婦の方に、安心して出産していただくために、指定の助産施設に入院してもらい出産に必要な費用の一部を助成します。
- 母子家庭自立支援教育訓練給付金
ひとり親家庭の母又は父が、就職やキャリアアップのために指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合、受講に要した費用の一部を支給します。
- 高等職業訓練促進給付金
ひとり親家庭の母又は父が、看護師、美容師等の資格を取得する間の生活を維持するための経費や養成機関の入学時に負担した経費等を給付します。

